日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年３月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年３月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

１．制定された日本工業規格

医用電気機器―放射線治療計画システムの安全要求事項	Ｔ62083

２．改正された日本工業規格

医用電気機器―第１部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項	Ｔ0601－１
医療機器ソフトウェア―ソフトウェアライフサイクルプロセス	Ｔ2304
医用電気機器―第２―33部：磁気共鳴画像診断装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｚ4951

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年３月１日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年３月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

廃止された日本工業規格

医用電気機器―放射線治療計画システムの安全要求事項	Ｚ4715

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 29 年３月１日

四国運輸局長　瀬部　充一

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,450円」に、「228,700円」を「229,900円」に、「186,550円」を「187,850円」に、「177,250円」を「178,450円」に改める。

２．四国海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,430円」を「241,480円」に、「171,870円」を「173,110円」に改める。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,200円」を「180,700円」に改める。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「186,500円」を「190,000円」に、「173,050円」を「174,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年３月31日から効力を生ずる。

公　害

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めること及び狩猟鳥獣の変更に関する公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第２条第10項（第12条第６項において準用する場合を含む）の規定に基づき、下記により公聴会を開催します。

傍聴希望者は、あらかじめ東京都千代田区霞が関１丁目２番２号環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室（電話番号03―5521―8285）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同室へお問い合せください。

平成 29 年３月１日　　環境大臣　山本　公一

記

１　日時　平成29年３月22日（水）午後２時から午後４時まで

２　場所　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号環境省第３会議室

３　案件　対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めること及び狩猟鳥獣の変更について

公　告

諸　事　項

監査法人処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第３号の規定に基づき、平成29年２月21日付で、業務改善命令（業務管理体制の改善）の処分を行ったので、同法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 29 年３月１日

金融庁長官　森　　信親

記

法人名　監査法人よつば綜合事務所
所在地　東京都新宿区新宿一丁目９番１号　ＮＥＯＸ新宿ビル６階

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 29 年３月１日　　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成29年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年３月１日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成25年７月頃から平成26年５月30日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

小林光夫らが、無許可で貸金業（後記４⑴、⑵を参照）を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（同４⑶を参照）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な商号

株式会社ライフクレジット
株式会社東和リース

⑵　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な偽名

ナカムラ	キムラ
タケダ	アイハラ
オチアイ	ゴトウ
スズキ	ササキ